## 仙台市中高層建築物紛争調停委員会運営要領

(平成16年4月28日仙台市中高層建築物紛争調停委員会決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(平成16年仙台市規則第13号)第22条の規定に基づき、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の欠席)

- 第2条 委員は、事故のため委員会に出席できないときは、当日の委員会の開会時までに会長に届け 出なければならない。
- 2 委員会を欠席する委員は、代理人を委員会に出席させ又は他の委員に議決権の行使を委任することができない。
- 3 紛争に関し利害関係を有する委員は、当該紛争の調停に出席することができない。

(発言)

- 第3条 委員は、議案について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。
- 2 出席者は、議長の許可を受けた後発言するものとする。

(規律)

- 第4条 何人も、議場の秩序を乱し、又は会議を妨害してはならない。
- 2 議長は、会議の秩序を維持するとともに、これを乱すものを退場させ、又は会議の妨害を制止することができる。

(議事録の作成)

- 第5条 議長は、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、会議の経過及びその結果のほか、開会の日時、出席者の氏名等必要な事項を記載しなければならない。
- 3 議事録には、議長があらかじめ指名した委員2名が署名しなければならない。 (事務局)
- 第6条 委員会の事務局は都市整備局住環境部建築指導課とし、幹事及び書記若干名を置く。
- 2 幹事は、建築指導課の課長、係長及び主幹が置かれる場合はこの者の中から会長が任命する者をこれに充て、会長の指揮を受けて会務を処理する。
- 3 書記は、建築指導課の職員の中から幹事が指定する者をこれに充て、幹事の指揮を受けて庶務に 従事する。
- 4 紛争に関し利害関係を有する者は、当該調停には幹事及び書記として関与できない。 (小委員会の会議への準用)
- 第7条 第1条から第6条までの規定は、小委員会の会議において準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「小委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

附 則

この運営要領は、平成16年4月28日から施行する。

附則

この運営要領は、平成18年5月24日から施行する。